

令和5年の宗教統計調査の結果を公表します

文化庁では、毎年12月末における我が国の宗教法人数、教師数、信者数などを調査した「宗教統計調査」を行っています。このほど、最新の調査結果を取りまとめましたので、主な結果をお知らせします。

【調査の主な結果】

(宗教法人数の総括表)

令和4年12月31日現在

所轄	区分 系統	包 括 宗教法人	単 位 宗 教 法 人			合 計
			被包括 宗教法人	単 立 宗教法人	小 計	
文部科学大臣所轄	神 道 系	120	23	69	92	212
	仏 教 系	156	184	148	332	488
	キリスト教系	66	43	220	263	329
	諸 教	26	49	66	115	141
	計	368	299	503	802	1,170
都道府県知事所轄	神 道 系	6	81,995	2,119	84,114	84,120
	仏 教 系	11	73,710	2,659	76,369	76,380
	キリスト教系	7	2,820	1,690	4,510	4,517
	諸 教	1	12,771	380	13,151	13,152
	計	25	171,296	6,848	178,144	178,169
合 計		393	171,595	7,351	178,946	179,339

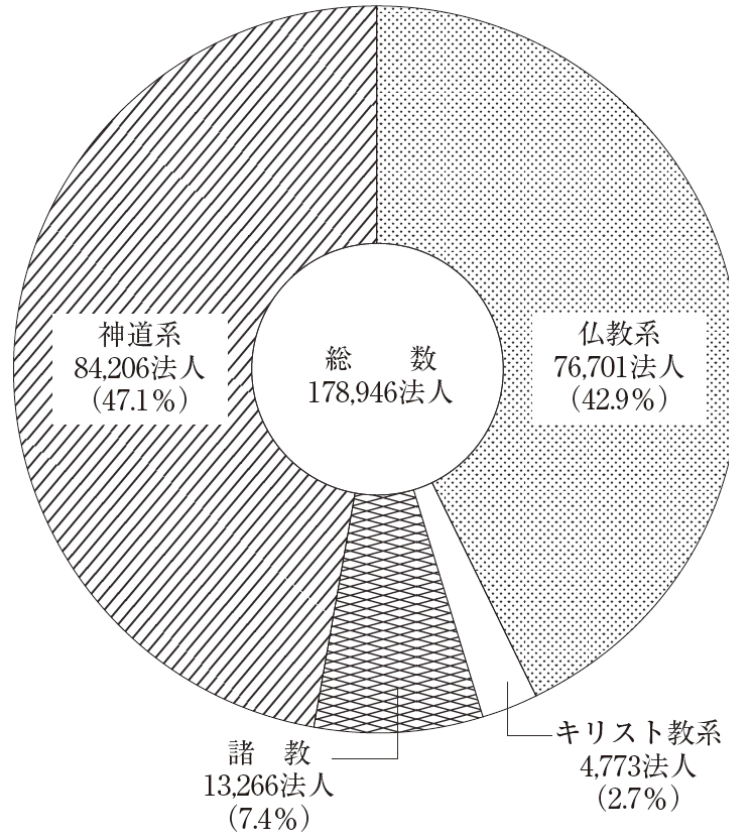
○ 全ての宗教法人数は179,339法人（前回（※）179,952法人から△613法人の減）。

※前回調査は、令和3年12月31日現在。

・ 宗教法人のうち、文部科学大臣所轄は1,170法人（前回1,153法人から17法人の増、都道府県知事所轄は178,169法人（前回178,799法人から△630法人の減）。

・ 宗教法人のうち、教派・宗派・教団などの「包括宗教法人」は393法人（前回394法人から△1法人の減）、神社・寺院・教会などの「単位宗教法人」は178,946法人（前回179,558法人から△612法人の減）。

我が国の社寺教会等单位宗教法人数（令和4年12月31日現在）



- ・ 「単位宗教法人」のうち、包括宗教法人に属する「被包括宗教法人」は 171,595 法人（前回 172,337 法人から△742 法人の減）、どこにも属さない「単立宗教法人」は 7,351 法人（前回 7,221 法人から 130 法人の増）。
- ・ 「包括宗教法人」のうち、神道系は 126 法人、仏教系は 167 法人、キリスト教系は 73 法人、諸教は 27 法人（前回、神道系は 127 法人から△1 法人の減、仏教系は同じ、キリスト教系は同じ、諸教は同じ）。
- ・ 「単位宗教法人」のうち、神道系は 84,206 法人、仏教系は 76,701 法人、キリスト教系は 4,773 法人、諸教は 13,266 法人（前回、神道系は 84,316 法人から△110 法人の減、仏教系は 76,774 法人から△73 法人の減、キリスト教系は 4,765 法人から 8 法人の増、諸教は 13,703 法人から△437 法人の減）。

（教師数）

- 全ての教師数は 627,849 人（前回 646,952 人から△19,103 人の減）。このうち外国人は 3,490 人（前回 3,768 人から△278 人の減）。
- ・ 性別は、男性は 302,404 人（前回 308,732 人から△6,328 人の減）、女性は 325,445 人（前回 338,220 人から△12,775 人の減）。
- ・ 教師のうち、神道系は 66,320 人、仏教系は 339,678 人、キリスト教系は 32,701 人、諸教は

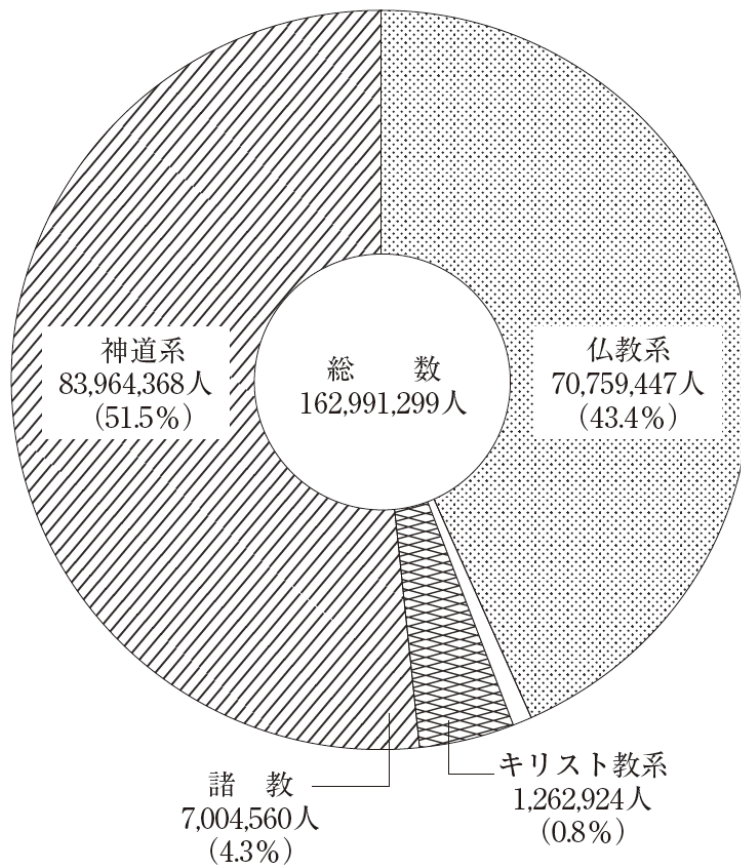
189,150人（前回、神道系は69,076人から△2,756人の減、仏教系は353,635人から△13,957人の減、キリスト教系は32,135人から566人の増、諸教は192,106人から△2,956人の減）。

※ 教師は、それぞれの宗教団体が定める教師資格を有しているもので、各宗教団体に共通する一定の基準はありません。上記の数値は、調査対象の宗教団体が考える数値です。

（信者数）

○ 全ての信者数は162,991,299人（前回179,560,113人から△16,568,814人の減）。

我が国の信者数（令和4年12月31日現在）



- 信者のうち、神道系は83,964,368人、仏教系は70,759,447人、キリスト教系は1,262,924人、諸教7,004,560人（前回、神道系は87,236,585人から△3,272,217人の減、仏教系は83,242,856人から△12,483,409人の減、キリスト教系は1,967,584人から△704,660人の減、諸教7,113,088人から△108,528人の減）。

※ 信者は、各宗教団体に称し方が異なり、氏子・檀徒・教徒・信者・会員・同志・崇敬者・修道者・道人・同人などがあります。信者の定義、資格などはそれぞれの宗教団体に定められ、その数え方もおのおの独自の方法がとられています。

【担当】

文化庁 宗務課 調査係

電話：03-5253-4111（代）